皇室事項

信任状捧呈式

十二月五日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国特命全権大使アンドリヤナ・ツヴェトコビッチの信任状捧呈式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月二十日午前九時三十五分御出門、大雪による被害の復興状況及び地方事情を御視察のため、埼玉県へ行幸啓、午後五時五十四分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、十一月二十九日午前十時十八分御出門、「宮中の和歌―明治天皇の時代―」展を御覧のため、明治神宮文化館（渋谷区）へ行幸啓、同十一時二十三分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、十二月六日フィンランド国の独立記念日につき、同月五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御祝電及び御答電

天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月二十七日ローマ法王台下から御祝電を寄せられ、これに対し十二月五日御答電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣情報調査室組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣情報調査室組織規則の一部を改正する規則

内閣情報調査室組織規則（昭和五十一年十二月二十三日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第四条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　次に掲げる事務のうち特定秘密の保護に関すること

イ　内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ロ　閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ハ　行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

附　則

この規則は、平成二十六年十二月十日から施行する。

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十六年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十七年一月十二日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　髙橋　伸明

生年月日　昭和五十三年十月十三日生

旅券申請上の住所　東京都大田区

二、返納すべき旅券

旅券番号　TK三四八三七九二

発行年月日　平成二十二年十二月二十日

旅券名義人　髙橋　伸明

三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、平成二十六年六月九日、東京簡易裁判所から、殺人未遂事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十六年十一月二十一日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年十二月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　一般財団法人尾道海技学院

(二)　登録船舶職員養成施設の種類

（変更前）六級海技士（航海）第一種養成施設

六級海技士（航海）第二種養成施設

（変更後）六級海技士（航海）第一種養成施設

六級海技士（航海）第二種養成施設

六級海技士（機関）第一種養成施設

内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設

(三)　変更年月日　平成二十七年四月一日

法　務

公証人任免

横浜地方法務局所属公証人麻生興太郎は願により公証人を免ぜられた。

門野坂修一は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人麻生興太郎の後任を命ぜられた。（以上十一月二十三日）（法務省）

公証人死亡

東京法務局所属公証人濵野惺は平成二十六年十月二十六日死亡した。（法務省）

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第2項の規定により公告する。受還付人は、同条第3項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官

平成2年検第12145号爆発物取締罰則違反等被告事件（平成2年庁外領第2146号）　1. 機関紙4部。2. 機関誌3冊。3. ビラ1枚（以上受還付人青木暁子）　1. 機関紙3部。2. ポケットコンピュータ1個。3. メモ紙7枚（以上受還付人新谷宏）　1. 機関紙3部（以上受還付人今美恵子）　1. 機関紙1部。2. ビラ1枚。3. 封書1通。4. メモ1部（以上受還付人印出宏行）　1. 機関紙1部。2. 機関誌1冊。3. 県民会議ニュース1部（以上受還付人門田一法）　1. 機関紙1部。2. チラシ1枚（以上受還付人金城幸男）　1. 機関紙3部。2. 機関誌2冊。3. 書籍1冊。4. ビラ2綴と3枚（以上受還付人古賀秀典）　1. 紙片1枚（以上受還付人五味聖）　1. 機関誌1冊。2. ケース等1個。3. ステレオプレーヤー1台。4. テープレコーダー等4台。5. 粘土等2個。6. パーソナルコンピュータ2台。7. ビニールケース等2個。8. ビニール袋等2袋。9. 封筒等16袋。10. ヘッドホン1個。11. へら等1組。12. マイクロホンセット1台。13. 身分証明書等1通（以上受還付人篠田重孝こと森研一）　1. 機関紙2枚と2部。2. 機関誌1冊。3. 新聞切り抜きコピー1枚。4. ビラ3枚（以上受還付人清水千恵子）　1.